

令和元年度美里町新中学校整備等 民間活力導入可能性調査業務

企画提案要請書 (プロポーザル実施要領)

宮城県遠田郡美里町

令和元年度美里町新中学校整備等民間活力導入可能性調査業務 企画提案要請書（プロポーザル実施要領）

1 業務目的

本業務は、「美里町新中学校施設基本計画」及び「既存中学校跡地の利活用の検討」をもとに、新中学校整備を進めるにあたり最適な事業手法を選定することを目的とする。

2 業務名称及び履行期間

(1) 業務名称

令和元年度美里町新中学校整備等民間活力導入可能性調査業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日までとする。

(4) 契約金額の上限額

12,100,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 令和元年度の美里町の入札参加資格者名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) この業務の公告の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれの日において、美里町一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しないもの、または禁固刑以上の刑（執行猶予を含む。）に処せられている者でないこと。
- (6) 暴力団員等（美里町暴力団排除条例（平成24年9月11日条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると町長が認めるものでないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 過去10年以内（平成21年4月1日以降）に国又は地方公共団体が発注したP

F I 導入可能性調査業務の受注実績を有する者。

4 募集スケジュール

令和元年 7月10日(水) 公募要領等の公表
令和元年 7月12日(金) 質問書提出期限
令和元年 7月17日(水) 質問書回答期限
令和元年 7月19日(金) 企画提案参加申請書等提出期限
令和元年 7月26日(金) プロポーザル参加意思確認書提出期限
令和元年 8月 2日(金) 企画提案書等・見積書提出期限
令和元年 8月 6日(火) プレゼンテーション実施
令和元年 8月 8日(木) 審査結果の通知

5 提出書類等

(1) 質問書の提出

本実施要領及び別紙仕様書の内容についての質問は、「質問書」(様式第1号)により、電子メールにて送付すること。

電子メール送信時に、電話で到着確認の連絡を行うこと。

電話や口頭等での質問は一切受け付けない。

電子メール：kensetu@town.misato.miyagi.jp

電話番号：0229-33-2143

ア．質問の受付締切

令和元年7月12日(金)午後5時(必着)

イ．質問への回答

令和元年7月17日(水)に各社に電子メールにて回答する。

(2) 企画提案参加申請書等の提出

参加意向のある者は、下記のとおり企画提案参加申請書等を郵送(郵便を利用する場合は書留郵便とすること。宅配便の利用も可とする。)又は持参によって提出すること。

ア．提出書類

(ア) 企画提案参加申請書(要綱様式第1号)1部

(イ) 会社概要書(様式第2号)1部

イ．提出締切

令和元年7月19日(金)午後5時(必着)

土日祝日を除く午前8時30分～午後5時

ウ．提出場所

〒987-8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13

美里町建設課

(3) 参加資格確認

提出された企画提案参加申請書等について、プロポーザル方式業者評価委員会(以下「評価委員会」という。)で内容を確認し、確認結果を令和元年7月26日(金)に各社に電子メールにて通知する。

(4) プロポーザル参加意思確認

確認結果の通知に基づき、参加意思がある者は、プロポーザル参加意思確認書を郵

送（郵便を利用する場合は書留郵便とすること。宅配便の利用も可とする。）又は持参によって提出すること。

ア．提出書類

プロポーザル参加意思確認書（要綱様式第5号）1部

イ．提出締切

令和元年7月26日（金）午後5時（必着）

土日祝日を除く午前8時30分～午後5時

ウ．提出場所

〒987-8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13

美里町建設課

（5）企画提案書等、見積書の提出

プロポーザル参加意思確認書を提出した者は、別表1に記載する企画提案書等及び見積書を、下記のとおり郵送（郵便を利用する場合は書留郵便とすること。宅配便の利用も可とする。）又は持参によって提出すること。

ア．企画提案書等、見積書の提出締切

令和元年8月2日（金）午後5時（必着）

土日祝日を除く午前8時30分～午後5時

イ．提出場所

〒987-8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13

美里町建設課

6 企画提案書、見積書作成上の留意事項

企画提案書等、見積書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成すること。

（1）用紙サイズについては、所定の様式以外はA4判、縦を基本とする。

（2）提案書は10ページを上限とする。（表紙、目次を除く）

（3）見積書は、本業務の仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえ必要な経費を算出し記載すること。（業務に係る積算内訳も明示すること。）

ア．消費税及び地方消費税に伴う見積額の記入方法

見積書には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（課税事業者の場合には消費税及び地方消費税抜きに相当する金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするために用いる計算上算出された金額）を記入すること。

なお、決定金額及び契約金額は、見積書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる）とする。

イ．見積書の金額の数字

見積書に記入する数字は、アラビア数字を用いること。

7 プレゼンテーションの実施

参加事業者に対して、企画提案書等の提案内容についてプレゼンテーションを実施する。

（1）開催日

令和元年8月6日(火)10時00分～ 美里町本庁舎3階大会議室

(2) 実施方法等

ア．プレゼンテーションの時間の目安は入室から退室までに30分とする。

なお、時間には企画提案書等の説明時間の15分を含むものとする。

イ．プレゼンテーションの出席者は、5人以内とする。

なお、説明者は本業務の担当者とする。

ウ．企画提案の内容に対する質疑応答：約10分

エ．提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。

(3) その他

ア．プレゼンテーション時における資料の追加は認めない。

イ．パソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用する場合、電源及びプロジェクター、スクリーンについては町で準備するが、パソコンは持参すること。

8 選考方法

評価委員会において、プロポーザル参加事業者から企画提案書等のプレゼンテーションを行い、町が定める評価基準(別表2)により総合的に評価し、最優秀成績者を「優先交渉権者」とし、本業務の契約予定者とする。

また、次点を得た者を「優先交渉権者次点」とし、「優先交渉権者」との協議が整わず、契約に至らない場合は、「優先交渉権者次点」と協議を行うものとする。

ただし、同一の成績の者が複数存在した場合は、見積金額の低い者を優先して選定する。さらに見積金額が同額の場合は、くじ引きとする。

なお、参加事業者の提案が条件等に合わず、参加事業者全てが不適と判断された場合は、契約予定者は無しとする。

9 選定結果通知

選定結果は、令和元年8月8日(木)にプロポーザル参加事業者全てに通知する。

なお、評価内容等の問い合わせについては応じられない。

10 契約手続等

選定結果の通知後、契約予定者と速やかに契約内容について調整後、見積徴取を行ない、随意契約の締結手続を行う。

11 失格等

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- (1) 参加資格を満たさない場合
- (2) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 提出書類が仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 見積価格が予定価格を超過した場合
- (6) プレゼンテーションの集合時刻に集合しない場合
- (7) 評価の公平性を害する行為があった場合
- (8) その他、評価委員会が社会通念に照らし失格にあたる理由があると認める場合

12 その他留意事項等

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨、及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- (2) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、資料並びに提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (4) 提出書類の提出期限後においては、記載された内容の変更を認めない。
また、企画提案書等に記載した配置予定者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により配置できない場合は、同程度以上の資格及び経験を有する者をもってこれに代えることができる。
- (5) 提出書類については、返却しない。
- (6) 提案書類の著作権は、参加事業者に帰属する。
ただし、本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合には、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 仕様書に記載の内容については、業務を進めていくうえで、軽微な変更を行う場合がある。

13 問い合わせ

〒987-8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13

美里町建設課

電話 0229-33-2143

FAX 0229-33-2145

e-mail kensetu@town.misato.miyagi.jp

ホームページ <http://www.town.misato.miyagi.jp>

別表 1 企画提案書等及び見積書

| 記載事項 | | 記載内容 | | 枚数 | 提出部数 |
|-------|--|---|---------------------------------------|---------------------------------|------------|
| 企画提案書 | 表紙のみ (様式第4号) を使用(1) 提案内容は任意様式 | 実施方針 | 業務目的などを理解し、業務取組に対する基本的な考え方を的確に記載すること。 | 表紙、目次 除く) 10ページ 以内 | 正1部 副9部 |
| | | 業務フロー | 業務目的の実現に向けた業務の進め方等を具体的に記載すること。 | | |
| | | 実施体制 | 実施体制の特徴を記載すること。 | | |
| | | 業務内容 | 仕様書について、業務の実現に向けた提案を具体的に記載すること。 | | |
| | | 工程計画 | 業務実施についての工程計画と進捗管理に関する提案を記載すること。 | | |
| 業務実績 | 様式第3号 | <ul style="list-style-type: none"> ・過去10年以内に国又は地方公共団体が発注したPFI導入可能性調査業務の受注実績を記載すること(2)。 ・記載する実績は3件まで。 ・履行実績が分かる書類(業務実績又は契約書等の写し)を添付すること。 | | 注記に記載 | 10部 |
| 見積書 | 任意様式 | <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の仕様書及び企画提案書に記載した内容を踏まえ、必要な経費を算出し記載すること。(業務に係る積算内訳も明示すること。) ・契約金額の上限額は、12,100千円(消費税及び地方消費税の額を含む) ・契約時に再度、見積書の提出を求める。 | | 制限なし | 1部 |

- 1 代表者名及び代表者印を捺印の上、提出すること。
- 2 平成21年4月1日以降に受注した案件とする。

別表2 評価基準

| 評 価 項 目 | | 配点 |
|-----------|-------|-----|
| 企画提案書 | 実施方針 | 80 |
| | 業務フロー | |
| | 実施体制 | |
| | 業務内容 | |
| | 工程計画 | |
| 業務実績 | | |
| プレゼンテーション | | |
| 見積金額 | | 20 |
| 合計 | | 100 |

3 地元企業とは、宮城県内に本社を置く企業のこと。

美里町プロポーザル方式業者選定実施要綱に基づく様式

- ・ 要綱様式第 1 号 (第 9 条関係) 企画提案参加表明書
- ・ 要綱様式第 5 号 (第 1 4 条関係) プロポーザル参加意思確認書

要綱様式第1号（第9条関係）

令和 年 月 日

美里町長 相澤 清一 様

（提案者）住 所
会 社 名
代表者名

①

（連名者）住 所
会 社 名
代表者名

①

企画提案参加表明書

次の件について、企画提案要請書に基づき、参加を申し込みます。

なお、参加するにあたり、企画提案要請書に記載されている参加資格の各号の要件について、別紙のとおりすべて満たしていることを制約します。

業務名 令和元年度美里町新中学校整備等民間活力導入可能性調査業務

要綱様式第5号(第14条関係)

令和 年 月 日

美里町長 相澤 清一 様

(提案者)住 所
会 社 名
代表者名

印

プロポーザル参加意思確認書

期限までに提出します。
次の件について、企画提案書を
提出しません。

業務名 令和元年度美里町新中学校整備等民間活力導入可能性調査業務

その他様式

- ・ 様式第 1 号 質問書
- ・ 様式第 2 号 会社概要書
- ・ 様式第 3 号 業務実績
- ・ 様式第 4 号 企画提案書

様式第 1 号

令和 年 月 日

美里町長 相澤 清一 様

(提出者)

住 所

会 社 名

代表者名

㊟

質 問 書

業務名：令和元年度美里町新中学校整備等民間活力導入可能性調査業務

| 質疑箇所 | 質疑事項 |
|------|------|
| | |
| | |
| | |

(担当者)

所属

氏名

電話

FAX

e-mail

- 1 欄が不足する場合は、適宜、追加すること
- 2 質疑がない場合は質疑書の提出不要
- 3 提出は電子メール
- 4 質問受付期限は令和元年 7 月 1 2 日 (金) 午後 5 時まで

様式第 2 号

会 社 概 要 書

| | |
|--------------------|--|
| 商号又は名称 (代表者職氏名) | |
| 所在地 | |
| 設立年月 | |
| 資本金 | |
| 社員数 | |
| 主要業務 | |

- 1 会社概要等が分かるパンフレット等を 1 部添付すること。
- 2 委託先がある場合は受任者についても、別途、記載すること。

様式第3号

業務実績

| | | | |
|------|--|------|--|
| 事業名称 | | | |
| 発注者 | | | |
| 契約金額 | | 契約期間 | |
| 業務内容 | | | |
| | | | |

| | | | |
|------|--|------|--|
| 事業名称 | | | |
| 発注者 | | | |
| 契約金額 | | 契約期間 | |
| 業務内容 | | | |
| | | | |

| | | | |
|------|--|------|--|
| 事業名称 | | | |
| 発注者 | | | |
| 契約金額 | | 契約期間 | |
| 業務内容 | | | |
| | | | |

- 1 過去10年以内に国又は地方公共団体が発注したPFI導入可能性調査業務の受注実績を記載すること
- 2 実績は3件までとする
- 3 欄が不足する場合は追加すること
- 4 履行実績が分かる書類（業務実績又は契約書等の写し）を添付すること

様式第4号

令和 年 月 日

令和元年度美里町新中学校整備等民間活力導入可能性調査業務
企画提案書

所在地

会社名

代表者

印

別紙

令和元年度美里町新中学校整備等民間活力導入可能性調査業務 仕様書

1 業務目的

本業務は、「美里町新中学校施設基本計画」及び「既存学校施設跡地の利活用の検討」をもとに、新中学校整備等を効率的かつ効果的に実施するために、民間活力の導入可能性について調査し、最適な事業手法を選定することを目的とする。

2 委託業務の名称及び履行期間

(1) 委託業務の名称

美里町新中学校整備等民間活力導入可能性調査業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

3 新中学校建設の施設内容

別添「美里町新中学校施設基本計画」のとおり

4 既存学校施設跡地の利活用

別添「既存学校施設跡地の利活用の検討」のとおり

5 委託業務の内容

(1) 民間活力導入可能性調査

前提条件の整理

上記3及び4の内容を踏まえ、課題や諸前提を把握するとともに、関連する法制度について整理を行う。また、本事業において活用可能性のある補助金等についても検討する。

事業手法の検討

本事業において、適応しうる事業手法について整理し、比較検討したうえで、本事業に適した事業手法を設定すること。

事業スキームの検討

民間活力を導入する事業の業務範囲を設定し、事業方式、事業類型について、資金調達方法を含め検討を行うとともに、事業期間を設定すること。また、本事業におけるリスクを選び出し、官民の適切なリスク分担について検討すること。

また、サウンディング調査の結果を踏まえ、実現可能性の高い事業スキームにすること。

サウンディング調査の実施

民間事業者の本事業への参加意向を把握するとともに、想定する事業内容や事業スキームに関する意見を聴くため、サウンディング調査を実施し、事業への関心度や事業参画のための条件、民間事業者のノウハウ活用が期待される点等を把握・整理すること。特に本事業では、給食棟等に関する事業性に加え、既存中学校の跡地の利活用についても重要な要素であるため、十分に調査を行い、民間事業者の本事業への参加に必要な前提条件や事業範囲を整理し、事業手法を設定し、

事業スキームに反映すること。

F Mの算定

従来型の事業手法で本事業を実施した場合のL C C（ライフサイクルコスト）であるP S Cを算定し、民間活力導入により実施した場合のL C Cと比較し、F Mを算定すること。

総合評価

定性的な評価を踏まえ、本事業における民間活力導入可能性について総合的に評価すること。

課題等の整理

事業化に向けたスケジュールを作成するとともに、課題があれば整理すること。

6 打合せ等の実施

本業務を実施するうえで必要となる打合せを、適宜実施する。

7 成果及び提出部数

受託者は、業務内容を取りまとめた成果物を次のとおり提出すること。

- ・ 民間活力導入可能性調査報告書 正副2部
- ・ 上記に係る電子データ 一式